

学校感染症罹患証明書の提出について（依頼）

生徒が、学校感染症に罹患したと診断された場合、学校保健安全法第19条の規定により、学校における流行を防ぐため、出席停止の措置をとることになっています。（「感染症の種類」参照）

ただし、症状等により、予防上支障がないと認められる場合は、この限りではありません。

出席停止が必要と診断された場合、下の「学校感染症罹患証明書」の提出をお願いしていますので、医療機関で記入していただき、再登校時に担任へ提出してください。

「感染症の種類」

感染症の種類		出席停止の期間の基準
第一種	感染症法の一類と二類の感染症	治癒するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫張が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで
	結核 骨髄炎 菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	感染症法の三類感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など）	医師から感染のおそれがあるため登校を控えるように指示された（出席停止を求められた）場合、その期間 *「その他の感染症」は放置すれば流行拡大の可能性があり、学校で流行が起こった場合、それを防ぐため、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第三種感染症としての措置をとることができる疾患

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は別様式の提出になります。

学校感染症罹患証明書

年 組
生徒氏名 _____

担任印

病名 _____ に罹患したことを証明します。

【出席停止期間】 令和 年 月 日 から 月 日 まで

令和 年 月 日 医療機関名

医師名

印

*診察いただいた医療機関の先生方へ 恐れ入りますが「罹患証明書」のご記入をお願い申し上げます。

仁愛女子高等学校